

高齢者虐待をなくすために

🌿 地域での見守りで防ぎましょう 🌿



高齢者虐待となる行為の例

身体的虐待

- ・ たたく、つねる、ケガをさせる等。
- ・ 無理やり食事を口に入れる等。
- ・ ベッドにしばりつける、意図的に薬を過剰に飲ませる等。

心理的虐待

- ・ 意図的に無視する。
- ・ 侮辱を込めてこどものように扱う。
- ・ 排泄等の失敗を嘲笑したり、人前で話すなど恥をかかせる。
- ・ 怒鳴ったり、ののしったり、恐怖心を与える等。

介護や世話の放棄 (ネグレクト)

- ・ 入浴させない、衣類が汚れている、髪の毛が伸び放題。
- ・ 室内が不潔であるなど劣悪な住環境で生活させる。
- ・ 食事や水分を十分に与えない。

経済的虐待

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

性的虐待

- ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・ わいせつな行為の強要等。

高齢者の場合

- 身体にあざや傷があるのに尋ねてもあいまいな返事をする。
- 「家にいたくない」等の訴えがある。
- 寝具や衣類が汚れたままのことが多い。
- 急におびえたり怖がったりする。
- 年金や財産があるはずなのに「お金がない」と訴える。

もしかして・・・
虐待かもしれないと思ったら

養護者の場合

- 高齢者の世話や介護に対する否定的な発言がしばしばみられる。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 訪問しても高齢者に会わせない、嫌がられる。
- 介護疲れの様子がうかがえる。
- 介護について相談する人がいないようだ。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。

地域包括支援センターに相談・連絡してください

通報を受けたらこのような対応をします

【家庭で虐待があった場合】

地域包括支援センターもしくは市町村が確認し、必要な場合は高齢者を保護します。また、居宅サービスの提供により、養護者（介護者）の負担軽減を図ります。

【施設で虐待があった場合】

市町村や県が法の規定による監督権限を使って、業務や適切な運営を確保します。

でも・・・。

 通報したことを知られたくない。

・・・通報者に不利益が起らないよう、秘密は守られます。

 虐待じゃないかもしれないし・・・。

・・・自覚がないままに虐待をしてしまうこともあります。

自覚はないが虐待かもしれない一例

 言ったようにできないので、つい手が出てしまったり、怒鳴ってしまう。

 よいことと悪いことをわかってもらうために叩いたりする。

 認知症により徘徊するので、部屋から出さない。

 経済的に苦しいので病院につれていけない。

🍃 地域ぐるみで虐待を防ぎましょう 🍃

💡 私たちにできることの具体例

日常的な声かけ

見守り

家族での話し合い

相談をすすめる

